

日本における近代国民国家の形成と地域拡大

—— 琉球の統合についての覚書 ——

The Constitution of Modern Japanese Nation-State and the Territorial Expansion
: *sociological note on the assimilation of Ryūkyū to Japan*

元濱 涼一郎*

Ryoichiro Motohama

序

- (1) 近世における琉球の政治的地位
- (2) 琉球処分の経緯と日清国境の画定問題
- (3) 国民国家への統合過程
- (4) 琉球と日清両属の社会学的含意

序

本稿は、明治における、日本の国民国家形成を事例とする、著者の一連の研究¹⁾に位置付けられるものである。ただし、上記は何れも、近世から近代への移行を、全体社会の解体と再編の過程と捉えて、その内部組織の解体と再編を分析と記述の機軸としていたが、本稿では、外部組織との関係でこれを概括・記述することを意図している。それには、国民国家内部の地域と空間に止まらず、対外的関係の下での国民国家の領域的境界（端的には「国境」）の確定に関わる諸契機、諸条件を問題にしなければならないであろう。そして、この目的に即して見るとき、近代国民国家の形成過程において、明治政府の重要な内政即外交課題であった琉球帰属問題の経緯を追うことは、はなはだ有効である。なぜなら、琉球は、近世にあっては、薩摩藩の属国でありながら、薩摩の財政を支えるために、独立王国の体裁を保って清王朝に朝貢（冊封）していた（両属すなわち日本と中国に二重帰属）という特異な歴史を有しており、その経緯に由来して日清間に国境紛争を生じたことから格好の素材を提供しているからである。

1. 琉球処分の経緯と日清国境の画定問題

(1) 近世における琉球の政治的地位

日本と中国との間の、東アジア交易の拠点として、日本文化の影響下で、石垣囲いの構築物・グスク（城塞都市）を中心に発達していた琉球列島は、13世紀には、全域に及ぶ初期中山王国の成立をみたとされている。その後の王国内或いは王国間の抗争のなかで、1368年に中国・明王朝が成立し、1372年には朝貢を求める使者が来訪、それに応じて朝貢冊封関係が確立して、琉球は国家としての第一歩を記し始める²⁾。そして、15世紀には統一王国が成立した³⁾が、しかし、独立王国としての琉球は、慶長14・1609年の薩摩による武力侵攻と制圧によって、事実上終焉することになった。琉球王・尚寧以下、首里王府高官らは、捕囚の身となり、尚寧王は、1611年には帰国が許されるが、この、「島津の琉球入り」以降、奄美諸島（道の島）は薩摩の直属地とされ、那覇には薩摩の在番奉行が置かれて、貢納を課せられて、琉球王国とその版図は、実質的には薩摩藩の附庸する属領となったまま、近世の終焉と、明治維新と近代国家創設の時期を迎えることになる。しかし、薩摩の琉球統治は、幕藩体制下の本土（大和）のそれとは明らかに異なる形態をとっていた。即ち、中国の明朝及びその後の清王朝に対しては、冊封貿易による莫大な利益⁴⁾を得るために、通商の拠点として福州琉球館を保持するなど、琉球王国は独立国家の体裁「王国のかざり⁵⁾」を装いつつ、その内実は薩摩の実効支配下にあるというものである。この薩摩と清への二重帰属（両属）体制の虚構（fiction）下にあっては、対外的には交易の必要から、また国内的には薩摩の威信を高める政治的手段として、琉球王国の旧来の統治組織と文化・風俗は、時には慎重に温存され、また誇示された⁶⁾。薩摩の支配下で、琉球王府や支配層が独立自営の精神を失って、奴隷と化したと痛烈に批判する伊波普猷が、琉球処分による、明治国家への編入を「奴隷解放⁷⁾」と捉えるその内実はともかく、ペリーの来球に際してなど、諸外国との条約を締結するなど、王国の外観はともかくも保持されていたと言えよう。

(2) 琉球処分と日清国境確定：外部空間との接触

近世における琉球の両属形態の解消は、廃藩置県に始まる日本の近代国民国家形成の過程で、当然のこととして内政上の課題となるが、それは同時に、一方の当事者である清との国境画定紛争という外政上の難題の招来をも意味していた。日清戦争（1894～1895）によって、最終的に日本領で決着をみることになる日清両国の琉球領有権の主張と、その交渉の経緯は、以下の通りである。

明治政府は、明治2・1869年の版籍奉還で、旧藩主をそのまま知藩事に任命して、形式的には中央政府を立ち上げていたが、その実質的な出発は、明治4・1871年7月の廃藩置県⁸⁾にある。これにより知藩事の免官と東京移住が命じられて、中央集権体制が確立することになる。しかし、この大変革の当初、琉球はその圏外にあるかの如き観があった。鹿児島県管轄下において、翌明治5・1872年には在番奉行が任命され、伊地知貞馨、奈良原繁らの県吏が派遣され

て琉球の扱いに特段の変化がないことを伝えている。政府は廃藩置県の直後に領土問題を棚上げして、主権が及ぶ領域を確定しないまま、「日清修好条規」に調印しているが、その一方では、琉球の帰属を明らかにする意図をもって、明治6・1873年には、琉球国を琉球藩とし、国王・尚泰を「藩王」として華族に列する措置をとっている。しかし琉球の両属体制はなお維持されていた。しかし、明治4・1871年に発生した宮古島民漂流遭害事件⁹⁾を契機として日中の領土問題が一挙に顕在化することになる。明治7・1874年、大久保利通は、同年の、自国民保護を名目とした台湾出兵をめぐる、清との外交交渉に際して、琉球事務の所管を外務省から、新設の内務省に移して国内問題と位置付けたのち、交渉に当たっているが、その結果、台湾出兵は「保民義挙」、遭難琉球藩民は「日本国属民」と位置付けられて、日本側からすれば琉球領有の根拠となる「日清両国間互換條款」が、10月31日に調印されている¹⁰⁾。ところが、明治8・1875年3月に琉球国が進貢使節を北京に派遣したことから、琉球の日本への完全な併合の動きが加速されることになった。政府は、同年7月に、内務大丞・松田道之を派遣して、7月14日に首里城内で、藩主の代理・今帰仁王子尚弼(王弟)に対し、清との朝貢冊封関係の禁止、在外公館・福州琉球館の廃止、明治年号の使用、軍事基地(鎮台分営)の設置などを申し渡している。しかし、これら諸制度の内国化にたいして、琉球王府は、中国と通じて陰に陽に、抵抗を続けたため、政府は、明治12・1879年、松田道之を処分官として琉球に派遣し、警察、軍隊を同行させて武力で威圧して、3月27日には「首里城の明け渡し」、「藩王の上京」、「土地人民及び官簿其他諸般の引渡」を命じ、4月4日には「廃藩置県」を宣布している¹¹⁾。

しかし、日清両国間の国境交渉が続く中で、廃藩置県の後も、琉球王府は、旧藩主・尚泰を頂点とする支配層・士族による組織的な県政ボイコット運動を組織して抵抗を続けた。彼らは租税の徴収を止めず、一時的には、県政と王国との二重権力状況を現出させることに成功している。その背景には、制度の内国化が、琉球王国の政治組織を特徴付けていた、長い星功(勤務功)の果てに漸く仕官がかなうという位階制度¹²⁾と、それに伴う経済的利益を奪うことから、星功の中断・廃止が、士族層とりわけ下級士族にとって決定的な打撃を意味していたことなどがあつたと見られる。この時期に、首里王府が作成を命じて、伝達・署名させた「血判誓約書」では、旧来の地方行政単位である間切とその共同体規制など、強権的な統治組織を動員しているが、県政協力者(違約者)には、斬首をもって制裁することを内容としている。また実際に、この過程で、日本政府への協力者をリンチで惨殺した宮古島でのサンシイ事件¹³⁾が起きている。この事件では、8月には那覇から警官隊が派遣されて、犯人らが逮捕されるが、これを転機として、政府・県政への組織的抵抗は止むことになった。しかし、その一方では、廃藩置県(廃藩置県)直後から、清への脱走者(脱清人)が続出し、旧宗主国・中国の保護の下に琉球王国の復旧・存続運動を続けている。

日清両国政府は、前アメリカ大統領・グラントに仲介・調停を依頼するなどの外交交渉の過程で、1880年10月21日に、一度は、宮古・八重山(先島)の中国割譲による琉球分割で合意し、10日後に調印、3ヶ月以内に批准の日程を決定したが、これは、日本側にとっては、分島案によって、日清修好条規の有利な改定を図るための妥協策であつたとされている¹⁴⁾。しかし、琉

琉球王国復旧運動の影響のもとで、中国側の交渉担当者・李鴻章はこれを突然破棄、交渉は決裂したままに終わった¹⁵⁾。

(3) 国民国家への統合過程

日清の琉球領有問題は、言うまでもなく一義的には政治的問題であるが、領有の根拠となるべき事実の認定に関しては、文化と民族をめくっても論議されることになる、即ち、民族的アイデンティティの問題がそれである。

琉球が、言語など、日本と共通の文化を基盤¹⁶⁾にしつつも、他方、アジア諸民族との交流のなかで独自の国家を形成したこと¹⁷⁾、とりわけ、その歴史的・政治的位置に由来して中国の文化・風俗の影響を受けていることは明らかである。琉球では、15世紀後半から17世紀初頭までの1世紀余の間、道の島から先島に至る琉球列島全体を領域とする王国が成立している¹⁸⁾が、その後の政治的両属が、文化的にも両属の様相に反映されることになった。しかし、もう一方では、両属の状況が、日本でも、中国でもない琉球固有の民族・文化的アイデンティティ、即ち「琉球意識」の形成をもたらした側面を見逃すことはできない¹⁹⁾。何故なら「両属意識の強化は、琉球意識の増幅とパラレルの関係²⁰⁾」にあったからであり、両属という歴史・政治状況が、そのまま、日本の近代国家に編入されて以降の琉球・沖縄の地位を規定する基本的な要因となったからである。日本（内地）と琉球相互の自他意識、優越と劣等が定着する²¹⁾契機はここにある。従って、沖縄では、国内において、他に例を見ない皇民化運動の徹底化がもたらされた²²⁾が、これは、大和人（ヤマトンチュ）と沖縄人（ウチナンチュ）との関係、即ち、開化されて、文明社会（日本）に同化されるべき対象としての沖縄人という意識（差別）の反映である。明治23・1890年には、日本帝国憲法が公布されているが、その後の歩みは遅々としたもの（旧慣温存）で、沖縄で衆議院選挙が実施されたのは、明治末年・1912年であり、府県制、参政権の本土並みが実現したのは、漸く大正7・1918年である。その間の明治36・1903年には、大阪で開催された、第5回勸業博覧会において、アイヌ、朝鮮人、台湾人（原住民・生蕃）と共に、沖縄の女性が人類館と称する掘立て小屋で展示・陳列され、ムチをもった男が、これを見物人に説明したこと²³⁾から、沖縄人がこれに憤激、抗議するという「人類館事件」が起きている。また、富山一郎²⁴⁾によれば、内地における沖縄出身者は、「ある特定の工場に集中して雇用される傾向」にあり、その賃金水準は、他県出身の労働者のそれに比して顕著に低く、1920年代には、沖縄県出身の男性が、男性労働者の80%を超えている近江絹糸紡の平均賃金は、同規模程度の在大阪の6紡績工場のその6割に達していない²⁵⁾。

問題は、何よりも、県人指導層自身の認識としても、沖縄人の表徴は、「伝統と習慣」からくる属性としての遊惰の気風（「勤勉」に対置される）であり、それは、近代資本主義の規律の観点からは、克服すべき性向であり、沖縄語（方言）の使用はその「遊惰」の指標に他ならないと見なされていたことである²⁶⁾。従って、県の内外での、皇民化教育・生活改善運動は、常に沖縄語を焦点としていた。方言札²⁷⁾に象徴される、学校教育における、他府県には全く例を見ない徹底した標準語化と沖縄方言の使用禁止²⁸⁾などは、官民一体の本土（大和）化、即ち

沖縄風俗の矯正によって、「正當な日本人³¹⁾」となる、あるいは日本人と認めさせようとする努力を意味していた³⁰⁾。又吉盛清が描いた現実（差別と偏見）は、明治41・1908年に表面化した台湾総督府による沖縄合併論³¹⁾に見られるように、日本政府の「持て余し³²⁾」もので、植民地・台湾にも遠く及ばぬ経済力³³⁾と、その結果として職と地位を求めての台湾移住³⁴⁾、あるいは社会的地位の上昇と保身のための内地風苗字への変更や戸籍の内地への転籍など、沖縄県と、その出身者が、その当時置かれていた状況を、具体的事例をもって明らかにしている。また、日本の敗戦後に、台湾当局は沖縄人を他府県の日本人とは別に扱い、米軍占領下にある沖縄に引揚げの準備の間、「琉僑」として台湾残留を認めている。また、そのまま台湾に永住希望し許可された者が、384名に及んでいる³⁵⁾。そして、これが、琉球処分より敗戦に至る60有余年間に渡る、「上からの、他律的な、民族統一」（安良城盛昭）の過程とその内実であった³⁶⁾。

(4) 琉球両属の社会学的會意

これまで見てきたように、琉球をめぐる日清両国の紛争は、近世における琉球王国、安良城のいう半＝擬似国家³⁷⁾が、日本の近代国民国家形成の過程では、最早存続の余地をもたないという現実を示していると言える。国境の画定（領域）によって独立、並存する個々の国家は、その内部においては、主権の下での空間的等質・均質化を志向する。それは権力とその中心地から辺境へ、中心から周縁へ広がっていく統合への、思想的・観念的運動を伴った社会・経済的変動を引き起こす。それは、逆の方向から見れば、辺境と周縁からの、国家に適應するための運動（内部的には葛藤を孕みつつ）を呼び起こすことになる（標準語化や風俗矯正運動）。その際、中心から、統合（同化）の対象と見なされている地域、社会は、適應すべき体制の下で新たな地位を求めるが、そこでは統合以前のステイタスと、その階梯に沿って、自らの地位を見出すことから始めざるを得ない。そして、この過程こそが、琉球処分とその後の地域統合過程で生じた事態の本質である。国民国家は、内部的・外部的に地域と空間との領域的重層を求め、それを理念的根拠³⁸⁾として成立する。琉球処分と沖縄県の設置は、近代日本における、この事例の典型を我々に与えるものである。国家は空間を生産する主体であり、主権とは暴力・物理的強制力の及ぶ範囲を言い、それは暴力によって作られる空間であるという意味で、「主権とは空間のことであり³⁹⁾」という、アンリ・ルフェーブルの理論的定式は、本稿が記述する如き歴史的事例に即してこれを検討する際には、「主権とは、領域に関わる空間と地域との関係のことであり」とすることで、より適切に定義される。

注

- 1) 「社会統合と地域再編」奈良大学総合研究所・所報11号、平成15年3月刊、「日本における近代国民国家の形成と地域創出」同・所報12号、16年3月、及び「木地屋の定住化過程を事例とする近代日本の社会統合と集団の機能変化に関する研究」科学研究費助成報告書、平成16年3月刊。
- 2) 安里進「琉球王国の形成と東アジア」、豊見山和行編『日本の時代史18：琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、2003年11月20日、所収。
- 3) 豊見山和行「琉球・沖縄史の世界」、前掲『日本の時代史18：琉球・沖縄史の世界』所収、19頁。

- 4) 出資金と略同額の利益があったと言われている。「第一回の琉球問題及其影響」『東恩納寛惇全集4』琉球新報社、昭和54年4月25日、219頁。
- 5) 伊波普猷「琉球人の解放」(『伊波普猷全集・第1巻』平凡社、1974年4月10日、491~495頁)、若しくは「琉球処分は一種の奴隷解放也」(新里恵二編『沖縄文化論叢・第1巻』平凡社、昭和47年5月30日、376頁)など。
- 6) 薩摩藩は、琉球の風俗の日本化を厳禁し、対外的には、冊封に際して、清の官吏が来球する期間には、薩摩の船舶は湾外に姿を隠し、在番奉行も退避するなどの一方で、国内では徳川將軍の代替わりの慶賀使や、琉球王即位の謝恩使などの、琉球使節の江戸派遣を異国風に演出している。比嘉春潮「沖縄、忍従と隸属の歴史」、【比嘉春潮全集・第2巻】及び同「沖縄」、【比嘉春潮全集・第3巻】沖縄タイムズ社、1971年11月1日。
- 7) 伊波、前掲
- 8) これを策した、木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通、井上馨、山県有朋らにとっては、薩摩置県の企ては藩主に対するクーデターに等しいものであったという。山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」(『明治憲政経済史論』大正8・1933年)を参照。
- 9) 那覇に年貢を納めた後、掃途についた宮古島の船が台湾南部に漂着したところ、その地の原住民(生蕃)に54人が殺害された事件。
- 10) これは日本側から見れば、外交交渉としては大成功であったに違いない。台湾の生蕃が清の実効支配下になくことが西郷従道らによる台湾出兵の正当性の根拠とされ、その一方で、清から賠償金を取っている。
- 11) 安良城盛昭のいう、版籍奉還なき薩摩置県。安良城は、通念に反して、琉球藩が、本土諸藩と異なり、財政状況も良く、統治機構も十全に機能していたことを指摘している。「琉球処分論」、桑原真人・我部政男『幕末維新論集9・蝦夷地と琉球』吉川弘文館、2001年6月20日、所収。
- 12) 士族が官職に就くには、先ず教育をうけた後、13~14歳頃から役所奉公を始め、42~43歳位でようやく仕官が出来たという。我部政男「近代日本国家の統合と琉球藩の反抗」琉大法学20号、1977年3月、23~27頁。
- 13) 明治12・1879年7月14日、下里村士族・下地仁屋が、警視派出所に採用されたのを怒って、これをリンチ殺害した。この経緯についての詳細は、前掲「近代日本国家の統合と琉球藩の反抗」、あるいは我部政男『明治国家と沖縄』三一書房、1979年10月15日、所収の「統合過程における国家と周辺地域」238~239頁
- 14) 「置県後の領土が外交上の取引の具となった事例は他に全く存在しない.... 分割案が実現寸前にまでいったこと自体、琉球処分後の沖縄県の地位の特殊性を象徴的に示すもの」である。安良城、前掲、185頁。
- 15) : 赤嶺守「王国の消滅と沖縄の近代」、前掲「日本の時代史18:琉球・沖縄史の世界」所収、247~253頁】。
- 16) : 日琉同祖、これについては、馬淵東一が、双方の関連とその境界を指摘している。「沖縄研究における民俗学と民族学」、【馬淵東一著作集・第一巻】社会思想社、昭和49年6月30日。
- 17) 西里喜行「琉球=沖縄史にいける「民族」の問題-琉球意識の形成・拡大・持続について-」、高良倉吉・豊見山和行・真栄平房昭『新しい琉球史像-安良城盛昭先生追悼論集-』榕樹社、1996年10月3日、176頁。
- 18) 西里喜行、前掲、181頁。
- 19) ただし、これは階層間の対立などから、決して一枚岩ではなかった(西里喜行、前掲、188頁)だけでなく、本島人の周辺諸島民に対する、抜きがたい蔑視があったことは、柳田国男も書いている。柳田はこの事実(不条理)に対する憤慨が、「孤島苦」という言葉になり、「私もが沖縄研究に奮起した原因と、隠れた動機だったといえる」と回想している。(『故郷七十年』朝日新聞社、1974年3月20日、381~384頁)。
- 20) 西里喜行、前掲、184頁。また、柳田国男は、沖縄では、「内地」という言葉は、沖縄人の感情(沖縄は「外地」ではない)を刺激するため禁句であったと、その「癖」を慨嘆している(柳田、前掲、381~382頁)。
- 21) 西里喜行、前掲、196頁。

- 22) 全国に先駆けて、明治20・1887年には、沖縄県尋常師範学校へ、天皇、皇后の肖像写真「御真影」が下賜されている。：赤嶺、前掲、258～259頁。
- 23) 実は、前回の、明治28・1895年、京都・岡崎公園開催された際にも、同様であったが、この時には問題が表面化しなかった。又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』沖縄あき書房、1990年10月27日、262～263頁。
- 24) 富山一郎「沖縄差別とプロレタリア化」、『新琉球史—近代・現代編—』琉球新報社、1992年11月10日、169～189頁。
- 25) 富山、前掲、177～178頁。
- 26) 富山、前掲、185～188頁。
- 27) 方言を使用すると、首から吊り下げる札を掛けられ、次に方言を使用する者を摘発して、これを渡すまでは、そのままでないならばならぬという、スティグマを貼り付けて、標準語の強制的使用を図ろうとする試み。
- 28) 戦時中、沖縄を訪問した柳宗悦は、県当局による、この標準語化運動を批判して、一時拘束され、論議を巻き起こした（昭和15年1月12日に那覇で書かれた「國語問題に関し沖縄県学務部に答ふるの書」【柳宗悦全集著作篇第十五巻】筑摩書房、昭和56年5月5日、など）。柳は、沖縄語が伝統的な純正な和語を、最も多量に残していることを指摘して、その価値を称揚し、また、学校内に貼られた標語「一家揃って標準語」などの行き過ぎを、一家団欒を破壊するものとして、厳しく批判している。しかし、この標準語化運動は戦後の復帰運動期にも引き継がれ、その中心にあった沖縄教職員会が主催する、昭和33・1958年の第5次教育研究中央集会においては、100近くの方言が、なんと「不正語」とされている（この時には、方言札は、服の形に切り抜いた色紙に、方言使用者の名前を書いて教室に貼り出す方法に変じてはいたが）。また、ここでもテーゲー（大らかな沖縄人気質）や沖縄タイムなどが、生活のけじめなさを現れとして槍玉に挙がっている。（朝日新聞、2002年5月23日、朝刊29面、「沖縄（うちなー）とヤマト」）。
- 29) 又吉、前掲、266頁。
- 30) 「沖縄は長男、朝鮮は二男、台湾は三男」といわれていた。又吉、前掲、263頁。（注31）この経緯については、又吉、前掲、265～270頁。
- 32) 又吉、前掲、268頁。
- 33) 田中彰（『明治維新』講談社学術文庫版、2003年2月10日、481～483頁に始まる、沖縄と北海道を共に内国植民地と捉え、前者を投資型、後者を収奪型とする見解が一般的に受容されている（『日本における近代国民国家の形成と地域創出』奈良大学総合研究所・所報12号、16年3月、9頁「注3」）が、この通念は、大正9年の糖価暴落から昭和の恐慌期に至る慢性的不況下に生じた、大正末期の深刻な飢餓「ソツツ地獄」を、それ以前の時期にも投影してイメージされたものであること、実際には、統治機構の改革期、所謂「旧慣温存期」である明治24・1891年までの国庫支出の沖縄県費と沖縄での国税徴収額は、明らかに明治政府の側の赤字であって、しかもこれは全府県中唯一の例外であることを安良城、前掲、204頁が指摘している。
- 34) 台湾における沖縄人の序列は、「内地人」の次であり、その後には朝鮮人、台湾人とされていたという。又吉、前掲、262頁。
- 35) 又吉、前掲「253～273頁「第7章、差別と偏見の中の沖縄」。
- 36) 安良城、前掲、206頁。
- 37) 安良城、前掲、205頁。
- 38) これはあくまで理念であって、それを映す鏡のような現実があるという訳ではない。マッキーバーの指摘をまつまでもなく、文化的影響、相互依存的関係という現実を考えれば、すべてを自足する国家、排他的な主権国家というドグマは、不自然である（R. M. MacIve, *The Web of Government*, 1953, New York, 秋永肇訳『政府論』剋草書房、1954年11月25日）。従って、それは観念的・イデオロギーな純正さに止まる。この問題を新たに提起したのは、B. アンダーソン（白石さや・白石隆訳『増補・想像の共同体』NTT出版、1997年5月20日）である。
- 39) Henri Lefebvre, *La Production de l' Espace*, Anthropos, 2000, pp321—325

Summary

This paper presents a description of the assimilation process after the unification of Ryūkyū by modern Japanese state in the Meiji era. In pre-modern period, the political status of Ryūkyū was under the dual control (ie, 'ryouzoku') of Japan (the domain of Satuma) and China (Qing), wherein actually Satuma and nominally Qing. As a result of 'ryouzoku', its culture and ethnicity are influenced by both Japan and China. After the political process between these two countries including diplomatic negotiation and war ultimately, the sovereignty of Ryūkyū was confirmed to Japan and Ryūkyū became one of the prefectures in Japan, namely 'Okinawa prefecture'. Then, the movement of assimilation to inland Japan began under the political pressure of Japan following the conflict between native habitants and national government. The people of Okinawa are expected to and desire to be 'genuine Japanese' in order to avoid the discrimination with prejudice by inland Japanese. Through the period of this assimilation movement, it was the most important for Okinawa people to acquire the standard language of Japan, namely, the 'standard Japanese'. In the present paper, it was confirmed that any nation-state claims the cultural as same as the political standard to creat and integrate the nation, that is to say spacial homogeneousness like the historical case of Okinawa in Ryūkyū.

[付記]

本稿は、平成15年度奈良大学研究助成「近代日本における国民国家と地域再編過程を事例とする全体社会の構造変化に関する研究」をもとに書かれたものである。また、資料の収集に際しての、琉球大学図書館をはじめ、沖縄県下各地の図書館の御協力に謝意を表する。